

特殊法人等に係る監査機能に関する調査結果に基づく通知(要旨)

通知先 : 内閣府等11府省
通知日 : 平成15年9月26日
実施時期: 平成15年4月～9月

実施の背景事情等

特殊法人及び認可法人(以下「特殊法人等」という。)は、事業の見直し及び独立行政法人化などの組織形態の見直しの改革途上

特殊法人等における監事監査については、一般に公正妥当なものとして監事が準拠すべき基準はなく、各法人は、独自に監事監査規程等を定め、監査を実施

この調査は、特殊法人等(特殊法人72法人、認可法人14法人の計86法人)における監事監査の実効性・効率性の確保を図る観点から、監事監査の実施状況等を調査し、独立行政法人への移行措置を踏まえつつ、今後の監査機能の在り方の検討に資するため実施

主な通知の内容

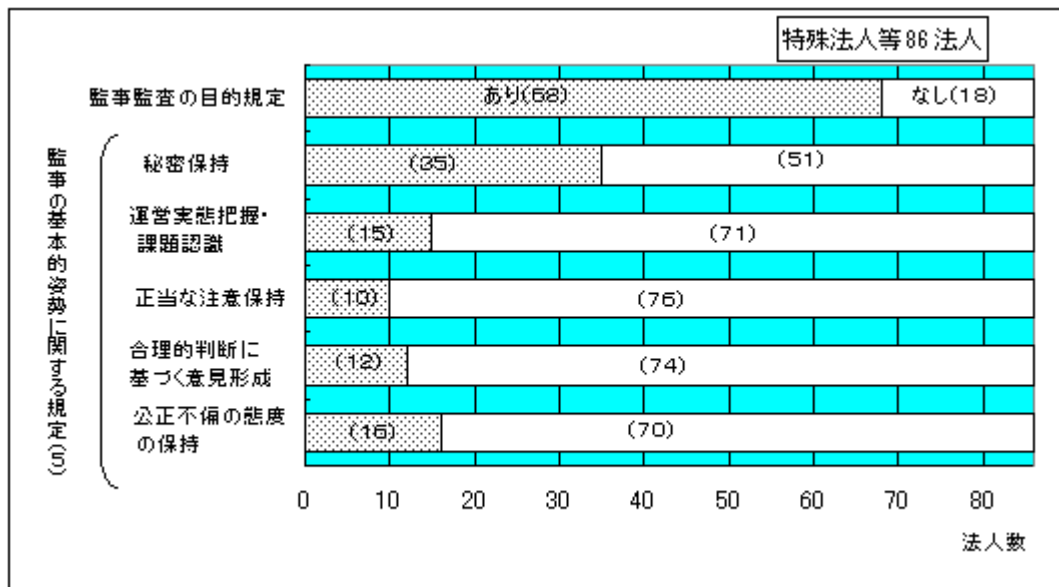
監事監査の現状と課題

(1) 監事監査の目的、監事の基本的姿勢に関する規定の整備等

監事監査の目的に関する規定を設けていない法人は約2割

監事の基本的姿勢に関する規定については、監事の秘密保持に関する事項が規定されていない法人は約6割であり、その他の事項が規定されていない法人は8割から9割

図1 監事監査の目的規定及び監事の基本的姿勢に関する規定(5事項)の整備状況



複数の監事を置く法人において、監査業務で得られた重要な情報を監事間で共有する措置が採られていない法人は約3割

監事の事務補助体制については、監事の補助者として専任又は兼務の職員を配置せず、監査実施の都度職員を指名して臨時に補助を行わせ、又は、監事だけで監査を実施している法人は約1割

< 課題 >

監事監査の目的や監事の基本的姿勢の明確化を図るための規定の整備を行うこと。

監事間において重要な情報を共有するための監事会の設置又は協議の場を設けること。

監事の職務のより効率的な執行を確保するための当該法人の実情に応じた事務補助体制の整備を図ること。

(2) 監事監査の効率的・効果的な実施

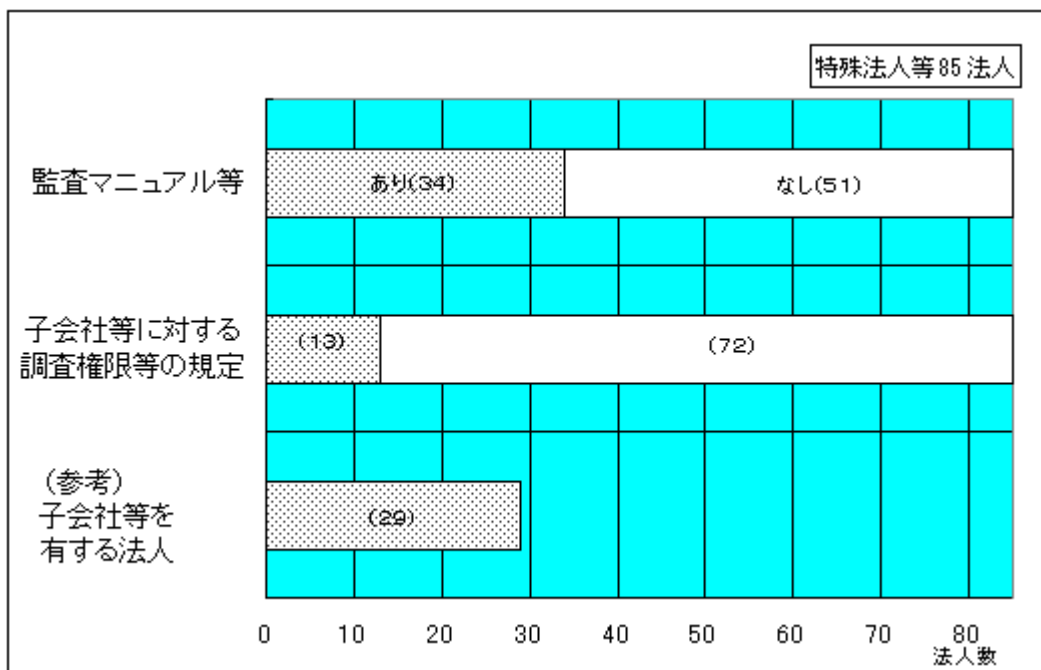
監事監査を一定の水準で調査するための監査マニュアル等については、これを作成していない法人は約6割

特殊法人等の業務と密接な関連を有する子会社等(注)に対する監事の調査権限等について、監事監査規程等において規定していない法人は約8割

子会社等を有する法人であって監事が子会社等の調査を行っていないものは約5割

(注)子会社等： 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条に規定する情報提供の対象となる法人の範囲を定める省令(平成14年総務省令第85号)第1条に定める子会社及び同省令第2条第2号に定める子会社以外の他の会社等をいう。

図2 監査マニュアル等の作成状況及び子会社等に対する調査権限等の規定の整備状況



公認会計士等と監査契約や顧問契約等を締結している法人のうち、監事が公認

会計士等の監査結果の説明を受ける、監査計画作成時に公認会計士等と調整を図るなどの連携を図っていない法人は約5割

このほか、監事と内部監査部門との連携が図られていない法人は約1割。業績評価部門との連携が図られていない法人は約5割

< 課題 >

監事監査の水準維持のための監査マニュアル等の整備、充実を図ること。

当該法人の業務実態を的確に把握するため、子会社等を有する法人にあっては、子会社等に対する監事の調査権限等について規定の整備を図るとともに、その業務運営の実態について必要な把握を行うこと。

監査契約や顧問契約を締結している公認会計士等と定例会合を持つなど、公認会計士等との緊密な連携や積極的な情報交換を図り、監事監査に活用すること。

また、監事と内部監査部門や業績評価部門との連携を十分に図ること。

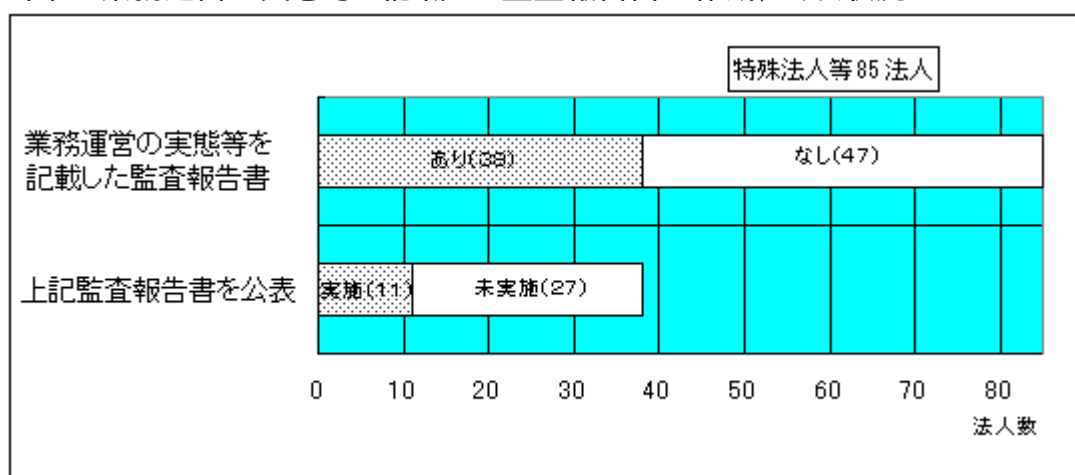
(3) 監査結果の公表の推進等

監査調書の作成、整理、保存については、監事監査規程等において規定が設けられていない法人は約9割、また、監査計画の作成から監査報告書の作成に至る過程において作成・入手した資料等を監査調書として整理、保存していない法人は約7割

監査報告書の内容をみると、財務諸表に付する意見や監査方法の概要・業務の適否だけの記載にとどまっている法人が約5割

また、監査の結果把握した業務運営の実態・適否・改善意見を個別事務事業や監査対象箇所ごとに記載した監査報告書を作成していても、これを公表していない法人は7割

図3 業務運営の実態等を記載した監査報告書の作成、公表状況



< 課題 >

監査調書を作成し、一定期間保存するための規定の整備を図るとともに、その実行を図ること。

業務運営の実態等の具体的な内容を盛り込んだ監査報告書を作成し、公表すること。